

2025 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社バッファロー
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 CEO 牧 寛 之
(コード番号：6676)
問 合 せ 先 社長室長 富谷 英人
電話 03-4213-1122

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本自己株式処分の概要

<取締役向け>

(1) 割当日	2025年 7 月25日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 14,300株
(3) 処分価額	本自己株式処分は、当社の取締役の報酬等として当社の普通株式を処分するものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込み又は財産の給付を要しません。 ※ 当該普通株式の公正な評価額は、本日開催の取締役会の前営業日（2025 年 6 月 24 日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 2,321 円であり、その総額は 33,190,300 円です。
(4) 割当予定先	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 2 名 8,600株 常勤の監査等委員である取締役 2 名 5,700株

<執行役員向け>

(1) 払込期日	2025年 7 月25日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 3,600株
(3) 処分価額	1 株につき 2,321 円
(4) 処分総額	8,355,600 円
(5) 割当予定先	執行役員 2 名 3,600株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025 年 5 月 7 日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役を含みます。以下同じ。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2025 年 6 月 25 日開催の第 39 期定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与すること、又は、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、3 年間から 5 年間までのうち当社取締役会が定める期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）については年間 25,000 株以内、監査等委員である

取締役（非常勤の監査等委員である取締役を除く。）については年間 20,000 株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とはそれぞれ別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）については年額 50 百万以内、監査等委員である取締役（非常勤の監査等委員である取締役を除く。）については年額 40 百万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員にも先行して譲渡制限付株式を付与しております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）2 名及び当社の常勤の監査等委員である取締役 2 名（以下、併せて「対象取締役」といいます。）並びに当社の執行役員 2 名（以下「対象執行役員」といい、対象取締役と併せて「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、対象取締役には譲渡制限付株式として、当社の普通株式 14,300 株を処分すること、及び対象執行役員には金銭報酬債権を現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式 3,600 株を処分することをそれぞれ決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

<取締役（常勤の監査等委員である取締役を含む。）向け>

対象取締役は、2025 年 7 月 25 日（割当日）から 2028 年に開催される当社の定時株主総会開催日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式（取締役）」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

<執行役員向け>

対象執行役員は、2025 年 7 月 25 日（割当日）から 2028 年 3 月 31 日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式（執行役員）」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

<取締役（常勤の監査等委員である取締役を含む。）向け>

対象取締役が、割当日の直前の当社定時株主総会の日から 2028 年に開催される当社の定時株主総会開催日までの間（以下「役務提供期間（取締役）」という。）、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式（取締役）の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、役務提供期間（取締役）中に、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合、当該退任日の翌日をもって、役務提供期間（取締役）開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を 36 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）に、本割当株式（取締役）の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式（取締役）につき、譲渡制限を解除する。

<執行役員向け>

対象執行役員が、2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までの間（以下「役務提供期間（執行役員）」といいます。）、継続して、当社の執行役員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式（執行役員）の全部につき譲渡制限を解除する。ただし、対象執行役員が、役務提供期間（執行役員）中に、死亡その他当社が正当と認める理由により当社の執行役員を退任した場合、当該退任日の翌日をもって、2025 年 4 月から当該退任日を含む月までの月数を 36 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）に、本割当株式（執行役員）の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式（執行役員）につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

<取締役（常勤の監査等委員である取締役を含む。）向け>

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象取締役が当社の取締役を退任した日の翌日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式（取締役）を当然に無償で取得する。

＜執行役員向け＞

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象執行役員が当社の執行役員を退任した日の翌日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式（執行役員）を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式（取締役）及び本割当株式（執行役員）は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

＜取締役（常勤の監査等委員である取締役を含む。）向け＞

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間（取締役）開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式（取締役）の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式（取締役）につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

＜執行役員向け＞

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、2025年4月から組織再編等承認日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式（執行役員）の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式（執行役員）につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込価額の算定根拠及びその内容

対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬に係る本自己株式処分については、本制度に基づき、取締役の報酬等として当該募集に係る株式を処分するものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しません。なお、当社普通株式の公正な評価額は、本日開催の取締役会の前営業日（2025年6月24日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,321円としております。

対象執行役員に対する譲渡制限付株式報酬に係る本自己株式処分については、対象執行役員に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、本日開催の取締役会の前営業日（2025年6月24日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,321円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象執行役員にとって特に有利な金額には該当しないと考えております。

以 上